

科目名	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
定員	45名
種類	兵労基安登録第107号 R6.3.30
作業の内容または選任の基準について	軒の高さが5m以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付け作業
受講料等（税込）	<ul style="list-style-type: none"> ・全科目 14,106円（消費税込み） （受講料 12,500円 テキスト資料代 1,606円） ・一部免除 12,066円 （受講料 10,460円 テキスト資料代 1,606円） <p>※但し、テキスト資料代については兵庫県支部会員は上記の金額から500円割引</p>
標準的な講習時間	<p>1日目 9:00～17:00</p> <p>2日目 9:00～17:00</p>
受講資格または受講対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・木造建築物の構造部材の組立て又は屋根下地もしくは外壁下地の取付けの作業3年以上経験者 ・学校教育法による大学、高専、高校の土木、建築学科（特定学科という）を専攻し卒業した者で、その後2年以上木造建築物の構造部材の組立て又は屋根下地もしくは外壁下地の取付け作業の経験者 <p>（経験が2年以上3年未満の場合は、卒業と特定学科の修了を証する書面を添付）</p>
一部免除資格	<ul style="list-style-type: none"> ・型枠、足場、鉄骨組立、建築物の鉄骨のいずれかの作業主任者 修了者 ・建築大工またはとび1、2級の技能検定合格者 ・建築科・とび科又はプレハブ建築に係る職業訓練指導員免許取得者 <p>※資格証のコピーを添付してください。</p>
受講に必要な書類	<p>技能講習申請時の必要書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 受講申込書（写真添付） 2) 返信用封筒（切手貼付） 3) 本人確認書類 <p>※ 次の書類いずれか1点、ただし住所（番地まで）・氏名（漢字）は申込書に記入されたものと一致のこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「自動車運転免許証」（写し）《変更事項のある方は裏表両面》 ② 「住民票記載事項証明書」（写し）《マイナンバー記載のないもの。なお交付6か月以内のもの》 ③ 「マイナンバーカード」（写し）《表面のみ》 ④ 外国籍の方は「在留カード」（写し）または「特別永住者証明書」（写し）のどちらかを添付願います。 ⑤ 旧姓・通称の併記をご希望の方は両方の氏名の記載された運転免許証又は住民票記載事項を提出願います。 <p>4) その他受講資格に必要な書類、一部免除者については資格証（写し）</p>
「人材開発支援助成金」対象講習	<p>詳細については、ハローワーク助成金デスクへお問い合わせください。TEL：078-221-5440 FAX：078-221-5455</p>
講習会の申込手順について	「申込み手順のご案内」のページをご参照ください。
その他	